

「水道施設未利用水力導入可能性調査業務」公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

水道施設未利用水力導入可能性調査業務

(2) 業務の目的

昨年度は、県内の水道施設における未利用水力を活用したマイクロ水力発電の導入ポテンシャル調査を実施し、事業採算性など導入ポテンシャルが見込まれる水道施設を3施設抽出した。

これを踏まえ、本業務では、抽出した施設を対象に、県が提供する基礎資料等を基にして、事業者サウンディング等によりマイクロ水力発電導入の実現可能性を確認するとともに、検討対象の施設については、設備導入条件等の整理や検討など、導入可能性調査等を通じて市町等の取組を支援し、小水力発電の更なる普及を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

(5) 契約上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年6月25日（水） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年6月27日（金） 午後5時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年6月30日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に電子メールで回答する。ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県環境県民局環境政策課 ネット・ゼロカーボン社会推進グループ

② 提案書提出期限

令和7年7月4日（金） 午後5時（必着）

③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取下願【様式6】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション

① 実施場所 Web 会議システムにより実施する。

② 実施日時 令和7年7月8日（火） 午後 （時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する）

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

- ④ 内 容 企画提案者によるプレゼンテーション
1 提案者当たりの説明時間は 10 分以内とし、質疑応答 10 分とする。(予定)
- ⑤ その他 参加者が 4 社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式第 1】
- イ 法人概要説明書【様式 2】
- ウ グループ構成書【様式 3】（グループで参加する場合）
- エ 委任状【様式 4】（グループで参加する場合）
- オ 電子データの保存等に関する申出書【様式 7】
- カ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から 3 か月以内のもの）
- キ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から 3 か月以内のもの）
- ※ ただし、広島県の令和 7～9 年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、納税証明書の提出は必要ないものとする。
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式 5）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話又はメールでも受け付け口頭で回答する。
- 《送付先アドレス》 kankansei@pref.hiroshima.lg.jp
- 件名を「水道施設未利用水力導入可能性調査業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県環境県民局環境政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。
- 電話：(082)513-2912（ダイヤルイン）
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局環境政策課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和 7 年 7 月 11 日（金）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- ② 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- ③ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。(グループの場合は、代表法人与契約を締結する。)

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書 (案)

(4) 企画提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 様式類

【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式 2】法人概要

【様式 3】グループ構成書

【様式 4】委任状

【様式 5】仕様書等に対する質問書

【様式 6】取下願

【様式 7】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境政策課 担当 林

電話 082-513-2912 (ダイヤルイン)

メールアドレス kankansei@pref.hiroshima.lg.jp